

藤崎町 保育所・認定こども園 入所申込みのご案内

保育所・認定こども園の保育利用を希望される方は、以下について必ずご一読の上、手続をしてください。
※幼稚園・認定こども園の教育利用は施設への申込みとなりますので、施設にお問い合わせください。

1 教育・保育給付認定

保育所・認定こども園(保育利用)を利用する場合、下表の2号又は3号の認定を受ける必要があります。そのため保育所等の利用申込みと同時に申請することになります。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし (教育を希望)	教育標準時間(1日4時間程度)	幼稚園(子ども子育て支援新制度)、 認定こども園(教育)(注1)
2号認定	満3歳以上	あり (保育を希望)	保育標準時間(1日11時間) 保育短時間(1日8時間)	保育所、認定こども園(保育)
3号認定	満3歳未満	あり (保育を希望)	保育標準時間(1日11時間) 保育短時間(1日8時間)	保育所、認定こども園(保育)、 地域型保育事業(注2)

注1) 認定こども園は幼稚園と保育所の機能・特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行います。

注2) 地域型保育事業は新制度で新たに創設された少人数の子どもを預かる保育事業です。

現在当町で実施している施設等はありません。

2 保育所・認定こども園(保育)等の入所要件

- (1) 入所月の初日に当町に住民登録があること
 - (2) 保護者の両方が次のいずれかの理由により、保育給付認定(2号又は3号)を受けていること
 - ① 就労している(月48時間以上)
 - ② 母親が妊娠中(母子健康手帳の交付を受けている)又は、出産前後(出産月を含め前3か月～出産日から8週間経過する日の翌日が属する月の末日まで)である
 - ③ 病気やけがをしている、又は心身に障がいがある
 - ④ 同居親族の介護・看護をしている(月48時間以上)
 - ⑤ 災害などで自宅の復旧に当たっている
 - ⑥ 継続的な求職活動をしている、又は起業準備中である(90日を経過する日が属する月の末日まで)
 - ⑦ 通学又は職業訓練を受けている(月48時間以上)
 - ⑧ 児童への虐待のおそれがある、又はDVによる被害を受けている
 - ⑨ その他町長が①～⑧に類すると認める場合
- ※育児休業中は継続入所のみ可

3 認定申請・入所申込みの受付時間・場所

- 受付時間 午前8時15分～午後5時(土・日・祝日を除く)
※毎週水曜日は午後6時30分まで受付します。
- 場所 役場1階 住民課子育て支援係
※他市町村の保育所・認定こども園(保育)への新規入所もこちらに申込みしてください。

4 入所申込みについての注意事項

- (1) 入所希望月の前月の5日(役場閉庁日の場合は次の平日)までに申込書類等を提出してください。
※4月入所のみ申込受付期間が異なります。
- (2) 申込み後に住所・氏名・家族構成・父母勤務先等に変更があった場合、速やかに届け出てください。
- (3) 入所の必要がなくなった場合には、必ず申込みの取下げを行ってください。
- (4) 育児休業中は保育所等の入所要件を満たしていないので、新規に入所を申し込むことはできません。
- (5) 育児休業からの職場復帰に合わせて新規入所の申込みをする場合、入所申込可能日は以下となります。
 - ・ 復帰日が月の15日まで：復帰日が属する月又はその前月の1日
 - ・ 復帰日が月の16日以降：復帰日が属する月の1日
- (6) 児童の心身に重度の障がいがある場合や、医療的ケア児(人工呼吸器、胃ろう等の使用や、痰吸引や経管栄養等が日常的に必要な児童)に該当する場合、施設に受入可能か事前確認をしてください。
受入不可の施設へ入所申込みをしたことが判明した場合、入所決定を取消しすることがあります。

5 申込みに必要なもの

- (1) 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書(様式第1号)【児童1人につき1枚】
- ・マイナンバーの番号確認ができる書類(父母及び入所児童のマイナンバーカード等)
 - ・印鑑(保護者名を手書き記入する場合は不要)
- (2) 保育を必要とする理由を証明する書類【父母ともに次のいずれかの書類が必要】

保育が必要な理由	提出書類
① 就労	就労証明書【町指定】
② 妊娠、出産前後	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定月記載ページ)
③ 保護者の疾病、障がい	(疾病)医師の診断書【町指定】 ※保育が困難である旨の記載要 (障がい)身体障害者手帳・愛護(療育)手帳・精神障害者保健福祉手帳など ※氏名・等級・交付日記載ページの写し
④ 同居親族の介護・看護	以下のいずれか ・医師の診断書【町指定】 ※介護・看護が必要である旨の記載要 ・介護保険被保険者証の写し(氏名・等級・交付日記載ページ)
⑤ 災害復旧活動	り災証明書などの写し
⑥ 求職活動、起業準備	・求職活動申立書【町指定】 ・継続的な求職活動状況がわかる書類(ハローワーク受付票の写し等)
⑦ 就学・職業訓練校等における職業訓練	・在学(籍)証明書又は受講決定通知書の写し(受講期間が記載されたもの) ・受講状況がわかるカリキュラム表などの写し
⑧ 虐待やDVのおそれ	町にご相談ください
⑨ その他、町長が認める場合	町にご相談ください

- (3) 保育料決定に必要な書類【次に該当する方が必要となります】

- ① 1～8月入所の場合は前年1月1日時点、9～12月入所の場合は本年1月1日時点で保護者の住所が藤崎町になかった方は、保護者の所得課税証明書(4～8月入所時は前年度分、9～3月入所時は現年度分。**前住所地の市区町村役場から交付**)が必要となります。
- なお、マイナンバーを申請書に記入することで原則省略可能ですが、保育料決定のために収入を確認する必要がある場合は所得課税証明書の提出を求めることがあります。
- ※提出されない場合、保育料等を最高額で決定することがあります。**
- ② 申込児童や生計を一にする方の心身に障がいがある場合、以下のいずれかを提出すると保育料等が軽減される場合があります。(氏名・等級・交付日等がわかるページをコピーすること)
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛護(療育)手帳の写し
 - ・特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給を証明するものの写し
- ③ 住民票を別にする児童を扶養している場合、**別居者の扶養事実申立書【町指定】**を提出すると保育料等が軽減される場合があります。(以下も添付すること)
- ・別居している児童の住民票の写し
 - ・学生証の写しまたは在学証明書(学生の場合)
 - ・扶養していることが確認できる書類(生活費を振り込んだ内容が記載された通帳の写し等)

6 保育給付認定の通知

申込みを審査し、児童の保育が必要であると判断した場合は支給認定証を発行します。原則申込みから30日以内に決定して郵送しますが、4月入所で申込みが集中する場合や、利用予約時は入所希望月の前月中に決定します。また、保育必要量と認定の有効期間は保育が必要な事由により異なります。

- (1) 保育必要量 ※父母のいずれかの保育が必要な事由が保育短時間に該当する場合は保育短時間認定

保育 標準時間 (1日11時間)	①就労(月120時間以上) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい ④同居家族の介護・看護(月120時間以上) ⑤災害復旧	⑦就学(月120時間以上) ⑧虐待・DV ⑨その他市町村が定める事由 ・育児休業中の継続入所
保育 短時間 (1日8時間)	①就労(月48時間以上) ③同居親族の介護・看護(月48時間以上) ⑥求職活動	⑦就学(月48時間以上) ⑨その他市町村が定める事由

(2) 認定の有効期間

保育給付認定は原則として、以下の有効期間で認定されます。

- ・1号・2号認定・・・就学前まで
- ・3号認定・・・3歳の誕生日の前々日まで

ただし、保育の必要な事由が下表のとおりの場合には有効期間が異なります。

※父母で有効期間が異なる場合、短い方の有効期間となります。

保育の必要な事由	有効期間
①就労(有期雇用)	雇用期間の満了する日が属する月の末日
②妊娠・出産	出産(予定)日から起算して8週間経過する日の翌日が属する月の末日
③保護者の疾病・障がい ④同居親族の介護・看護	療養・支援等を必要としなくなる日が属する月の末日
⑤災害復旧	災害復旧が終了する予定の日が属する月の末日
⑥求職活動	90日(3ヶ月)
⑦就学・職業訓練	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日
育児休業中の継続利用	職場復帰する日(原則児童が満1歳になる日)が属する月の末日

※原則として、有効期間を超えた場合は利用施設を退所することになります。

7 入所の決定

受付期間内に提出いただいた申込みについては、各家庭の諸事情を総合的に勘案した上で審査し、優先順位が高いと考えられる児童から順番に利用調整を行います。

申込児童が希望施設に入所できる場合は保育所等入所承諾書を送付しますが、施設の定員や保育士数に余裕がない場合など、希望の保育所等に入所できない場合は保育所等入所保留通知書を送付し、翌月以降も保留の有効期間中は利用調整を行います。希望施設を変更する場合はその旨の申請を、利用調整が不要な場合は申込みの取下げをしてください。

8 保育料の決定方法

保育料は、国が定めた基準額を上限として町が設定し、原則としてお子さんの父母の市町村民税の課税額の合計により決定します。世帯状況によっては、父母以外の同居している祖父母等の課税額を加算して決定する場合があります。

(1) 保育料の切替え

保育料は4月と9月に切替えとなります。4月は年齢区分の変更による切替え、9月は市町村民税額の年度変更による切替えです。申告が遅れた場合や修正申告をした場合は、保育料が変更になる場合がありますのでご注意ください。

※保護者が市町村民税を申告していない場合、保育料等を最高額で決定することがあります。

(2) 保育料の基準となる年齢

保育料の基準年齢は、毎年4月1日現在の満年齢となりますので、入所日以降に誕生日を迎えても年度中は年齢による保育料の変更はありません。

(3) 保育料の軽減

同一世帯から2人以上の児童が保育所や幼稚園を利用している場合、2人目以降の保育料が軽減されることがあります。

また、平成28年4月から国の基準変更に伴い、年収約360万円未満相当の世帯(市町村民税額により算定)については多子軽減に係る年齢制限が撤廃されるため、保護者と生計を一にするきょうだいがいる場合、保育料が軽減されることがあります。また、年収約360万円未満相当のひとり親家庭等世帯の場合も施設を利用している1人目の児童であっても軽減されることがあります。

(4) 保育料の納入について

保育所の場合は、口座振替による納入または納入通知書による納入があります。口座振替を希望される方は、担当へお問い合わせください。

認定こども園は、利用施設に納入することになりますので、納入方法については施設にお問い合わせください。

【町内特定教育・保育施設一覧】

※施設名称等については変更になる場合があります。

(令和6年4月1日予定)

種別	施設名	定員数(人)		地域子ども・子育て支援事業等	連絡先
		1号	2・3号		
新制度幼稚園	藤崎幼稚園	15		預かり保育・一時預かり・特色教育	75-5939
保育所	藤崎保育所		120	延長保育・休日保育・一時預かり・病後児保育・地域子育て支援センター	75-3305
保育所	西中野目保育所		50	延長保育・休日保育・一時預かり	75-3239
保育所	小畑保育所		50	延長保育・休日保育・一時預かり	75-3133
幼保連携型認定こども園	ふじこども園	5	90	延長保育・休日保育・一時預かり	75-5238
幼保連携型認定こども園	ときわこども園	10	130	延長保育・休日保育(注)・一時預かり	65-3159
幼保連携型認定こども園	みずきこども園	10	90	延長保育・休日保育(注)・一時預かり	65-3125

(注)ときわこども園とみずきこども園は共同で休日保育を実施しており、実施場所はときわこども園です。

- ・病後児保育とは、病気の回復期であるが、集団保育が困難で保護者の就労などにより家庭で保育できないお子さんを保育します。なお、利用対象は藤崎保育所入所児童です。
- ・地域子育て支援センター及び特色教育とは、地域全体の子育て支援拠点として子育て親子の交流促進、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育てサークルの支援などを実施しています。

※2号・3号認定(保育の必要性の認定を受けた子ども)

施設名	短時間	標準時間	
		午前7時～午後6時	午後8時まで延長保育
藤崎保育所	午前7時～午後3時 (上記の時間以外は延長保育料金が発生する。)	午前7時～午後6時	午後8時まで延長保育
西中野目保育所	午前7時～午後3時 (上記の時間以外は延長保育料金が発生する。)	午前7時～午後6時	午後8時まで延長保育
小畑保育所	午前7時～午後3時 (上記の時間以外は延長保育料金が発生する。)	午前7時～午後6時	午後8時まで延長保育
ふじこども園	午前9時～午後5時 (8時間以内の利用であれば、延長保育料金が発生しない。)	午前7時～午後6時	午後7時まで延長保育
ときわこども園	午前8時～午後4時 (上記の時間以外は延長保育料金が発生する。)	午前7時～午後6時	午後8時まで延長保育
みずきこども園	午前8時～午後4時 (上記の時間以外は延長保育料金が発生する。)	午前7時～午後6時	午後8時まで延長保育

※1号認定(満3歳以上の学校教育の認定を受けた子ども)

施設名	教育標準時間
藤崎幼稚園	午前9時～午後3時 (利用時間は午前7時30分から午後6時まで。午後3時～6時までは預かり保育料金が発生する。ただし、保護者が就労等で保育を必要とする場合は無償化の対象となる。)
ふじこども園	午前9時～午後3時 (午後3時以降は延長保育料金が発生する。ただし、保護者が就労等で保育を必要とする場合は無償化の対象となる。)
ときわこども園	午前8時～午後1時 (午後1時以降は延長保育料金が発生する。)
みずきこども園	午前8時～午後1時 (午後1時以降は延長保育料金が発生する。)